

◎新潟県告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指定年月日
じろう歯科診療所	三条市長野337番地	平成25年3月1日
小司歯科医院	燕市吉田東栄町51-17	平成25年1月25日
大手薬局 中島店	長岡市中島7-1-32	平成25年3月1日
アイン薬局 瀬波店	村上市瀬波中町12番24号	平成25年3月1日
ウエルシア薬局妙高栗原店	妙高市栗原2-5-10	平成25年3月1日